第2回新規援助会員講習会のお知らせ

講座無料！
保育無料！
テキスト代だけ！

四日市市ファミリー・サポート・センターは、新規援助会員講習会を年に２回行っています。

今年度第2回講習会は下記の日程で行います。いずれの講座もこどもの成長を知る上で重要な内容で、ご自身の子育てやお孫さんとのかかわりの中でも役に立つことと思います。

１講座からでも受講できますので、お気軽にご参加ください。

また、１年以内に全講座受講された方は援助会員として活動できます。

No.	日にち	時　間	内　容	講　師
1	11/28(土)	9：50～11：00	子ども・子育てを取り巻く環境とファミリー・サポート事業の意義	ＮＰＯ法人 体験ひろば☆こどもスペース四日市 理事長　上田真紀子
		11：00～12：30	基礎講座　「こどもの権利」	ＮＰＯ法人 体験ひろば☆こどもスペース四日市 理事　水谷孝子
2		13：15～15：15	子ども虐待と社会的養護	三重県市町児童相談アドバイザー 鈴木聡さん
3	11/29(日)	10：00～12：00	こどもの病気やけがの時のホームケア	桜花台こどもクリニック　水谷健一院長
4		12：45～15：15	子どもの安全と事故・救急法	日本赤十字社 三重県支部　吉田由佳さん
5	12/5(土)	10：00～12：30	子どもの心に寄り添う	東海大学　児童教育学部　児童教育学科 小池はるか准教授
6		13：15～15：15	子どものあそび	三重大学　教育学部　幼児教育講座 富田昌平教授
7	12/6(日)	10：00～12：00	子どもの心と身体の発達	三重県立看護大学 小児看護学 宮﨑つた子教授
8		12：45～15：15	小児看護	
9	12/12(土)	10：00～12：30	発達障害について ～子どもの育ちをどう見守る～	特別支援教育士　杉本恵里子さん
10		13：15～15：45	子どもの栄養と食生活	管理栄養士　馬場啓子さん
11	12/13(日)	10：00～12：00	援助活動を円滑に進めるために 講習のまとめ	四日市市ファミリー・サポート・センター アドバイザー

会場　四日市市三浜文化会館
　　四日市市海山道町1丁目1532-1
テキスト代　2,500円
定員　30名
申込締切　11月21日(土)
　＊受講希望者多数の場合は、全講座受講できる人を優先します。
☆保育あり(無料　先着10名)
　対象 満6か月～　＊事前にお申し込みください

三浜文化会館案内図

◇　　の講座は、援助会員のフォローアップ講座になっています。受講から５年を過ぎている方は必ず受講してください。

◆お申し込み◆
TEL又は二次元コードにてお申し込みください
TEL　０５９-３２３-００２３
電話受付時間
火～土　８：３０～１９：３０

二次元コードでのお申込は随時

依頼会員講習会・新規依頼会員登録会のお知らせ

四日市市ファミリー・サポート・センターでは、ファミリー・サポート活動の趣旨と大切にしている考え方を理解していただくために、依頼会員向けの講習会を年4回開催しています。同日、新規会員登録会も行いますので、入会をお考えの方は受講してください。

《 日程 》
第3回　日時　11月21日(土)　13：00～16：00
第4回　日時　2027年2月13日(土)　13：00～16：00
※いずれの日も講習のみの方は14:40終了

《 会場 》 四日市市三浜文化会館

定員　20名程度　(先着順に受け付けます)
参加費　無料
申込方法　TELにてお申し込みください
　(TEL　059－323-0023)
保育　有り／無料(事前にお申し込みください)
　＊保育対象：6か月～

こどもの育ちに大切なことや最新の情報を一緒に学びませんか？

講習会で子ども観をアップデート！

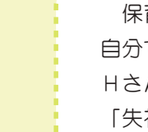
対処法を知っていれば焦らない！

すり傷は消毒しない

湿　潤　療法でなおす

年々変わってきている対処法、
ポイントがわかれば安心です

～「こどもの病気やけがの時のホームケア」～
水谷健一先生より



大切なことがわかれば迷わない！

こどものそばにいる大人の役割は…

安　全　基地



子育て支援の極意

「こどもが元気、親も元気」

って、どういうこと？

～「子どもの心に寄り添う」～
小池はるか先生より

意義がわかれば見え方がかわる！

「ちらかす」　「かくす」　「やぶる」



大人から見ればいたずらに見えるこどもの行動も、

実はこどもの育ちに不可欠な　探　索　行動です

～「こどものあそび」～　富田昌平先生より

援助会員講習会では、この他にも「目からウロコ」の情報を知ることができます。
関心のある１講座からでも受講可能です。ぜひこの機会に学びませんか。

暮らしの中で意識してみませんか？ 子どもの権利　－その4－

意見を表す権利

第12条
子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。

子どもの権利条約
日本ユニセフ協会抄訳

保育中にＨさん(３歳の女の子)がトイレに行くのに付き添うことがありました。
自分でできそうではありましたが、見守ろうと思い少しドアを開けていたところ、
Ｈさんが「ドアを閉めて」と言いました。Ｈさんの毅然とした態度と言葉に驚いて
「失礼しました」と慌ててドアを閉めました。
彼女がはっきりと自分の意思を伝えてくれてよかったです。
　改めて、子どもであっても相手の意思を確認する大切さに気づきました。

